

災害時における資機材等の提供に関する協定書

令和3年1月15日 締結

安 平 町
日立建機日本株式会社千歳営業所

災害時における資機材等の提供に関する協定書

安平町（以下「甲」という。）と日立建機日本株式会社北海道支社道南支店千歳営業所（以下「乙」という。）とは、安平町において地震、津波、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急工事その他の災害の応急対策（以下「応急対策」という。）に関し、甲要請に応じ、乙が保有する資機材を提供することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、激甚な災害時において、甲の応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、甲の要請により、乙が保有する資機材を提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「激甚」とは、地震、津波、洪水、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などにより公共施設等が大きく被災し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策に必要な資機材及び技術員が安平町で不足する状態をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して応急対策の実施に係る協力を要請することができるものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、甲の職員の要請に基づき応急対策について協力するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、応急対策の実施に必要な資機材及び技術提供の種類、数量を把握し、資機材の不足がある場合は、速やかに他の営業所に連絡し調達を行えるよう調整を行うものとする。

3 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、平時から発電機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等甲に提供できる資機材の品目について、甲に情報提供を行うものとする。

（要請の方法等）

第5条 第3条の要請は、原則として次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（1）応急対策を実施する場所

（2）被害の状況

（3）応急対策の内容

（4）前各号に定めるもののほか、必要な事項

2 乙は、甲からの要請を実施するために、出動態勢を協議決定し、甲に速やかに報告するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲の要請により、乙が応急対策の実施に要した費用は、甲が負担するものとし、経費の算出方法については、災害時における当該地域の通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定める。

(労災補償)

第8条 応急対策の実施により乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

(損害賠償)

第9条 応急対策の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲、乙協議の上、定めるものとする。

(資料の交換及び協議)

第10条 甲及び乙は、この協議に基づく応急対策業務が円滑に行えるよう、随時保有する資料を交換すると共に必要に応じ協議を行うものとする。なお、交換した資料の使用はこの協定の第1条の趣旨に基づき、応急対策業務を目的とする範囲に限るものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に1年間更新するものし、以後についても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年1月15日

甲 勇払郡安平町早来大町95番地

安平町長 及川秀一郎

乙 千歳市上長都1039-30

日立建機日本株式会社北海道支社道南支店

千歳営業所長 山川 慎